

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6 学士の学位授与</p> <p>第12条 本学部の定めるところにより、<u>128単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6 学士の学位授与</p> <p>第12条 本学部の定めるところにより、<u>144単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第54条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>2～5 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>